

## 「第一種フロン類充填回収業者」の変更届出について

登録事項に下記の表に該当する変更があった場合には、**変更後30日以内**に手続きが必要です。**「様式第2(第11条関係) 第一種フロン類充填回収業者変更届出書」**に必要な書類を添えて当課へ提出して下さい。**添付書類は変更内容に該当するもののみ**を提出して下さい。

また、変更通知について、茨城県文書管理規程第42条第2項第3号に定める「通知，照会等で軽易な文書」に該当するとし、令和5年7月1日から**知事印の押印を省略**することとなり、登録・更新通知の電子交付の運用開始に併せて、変更通知においても**電子交付を開始**することとなりました。

通知書受領までの期間が短縮され、通知書の紛失や汚損の可能性も低減されますので、ぜひご活用ください。(通知をPDFデータにてメールによりお送りいたします。)

なお、それに伴い、郵送による申請の場合は、**提出書類に受取媒体申請書が追加**されましたので、併せて提出をお願いします。

### 1. 申請方法

#### ○ 「いばらき電子申請・届出サービス」による申請

→必要書類の、「**様式第2(変更届出書)**」と**変更の内容に該当する添付書類**を作成し、届出ページにアップロードして下さい。「**履歴事項全部証明書**」のみ、**原本を郵送**して下さい。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay.action)

#### ○ 郵送による申請

→提出書類は、電子による申請の書類のほか、「**受取媒体申請書**」が必要になります。

郵送もしくは持参にてご提出下さい。控えに受付印が必要な場合は、各自で副本をご用意の上、送付するための切手を貼り付けた返送用封筒を同封して下さい。

### 2. 提出書類

「**様式第2(変更届出書)**」、**変更の内容に該当する添付書類**、「**受取媒体申請書**」(郵送による申請の場合のみ)をご提出下さい。

様式については、電子による申請の場合は、申込画面からダウンロードしてご使用ください。

郵送による申請の場合は、県HPに掲載しておりますので、印刷してご使用下さい。

県HP URL: <https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/taiki/environment/furon.html>

添付書類は下記の通りです。

| 変更内容               | 添付書類     |  |
|--------------------|----------|--|
| 申請者の<br>名称・代表者・所在地 | 個人の場合    | 書類不要   |
|                    | 法人の場合    | ①「履歴事項全部証明書」原本。発行後3ヶ月以内のもの<br>②誓約書(代表者変更の場合のみ) |
| 事業所名称及び所在地         | 書類不要     |  |
| 事業所の追加             | 下記の①～④全て |  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
|                           | <p>①「様式第1(登録・更新申請様式)」の枠内（事業所の名称及び所在地以下）に必要事項を記入したもの。</p> <p>②フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類（下記のいずれか）<br/>納品書、販売証明書、領収書の写し。もしくは回収装置の写真（回収装置の全体+本体の型式を写したもの）をそれぞれ1枚ずつ。<br/>自ら所有しない場合は、借用契約書、共同使用規程書等の写し。</p> <p>③フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類<br/>回収装置の仕様書、カタログ、取扱説明書（回収能力を記載した部分）等の写し（フロン類充填量が50kg以上の第一種特定製品からフロン類を回収する場合、回収能力は200g/minが必要です。）</p> <p>④フロン類の充填回収に関する十分な知見(資格証の写し)</p> |
| <p>充填回収しようとするフロンの種類</p>   | <p>「様式第2」の新・旧欄に、追加するフロンの種類を記入。もしくは、「様式第1」の当該部分のみ記入して添付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●登録申請時回収のみの登録で、充填するフロンの種類を追加する場合、フロン類の充填に関する十分な知見を有する者を証明する書類(資格証の写し)を添付。</li> <li>●フロン類充填量 50kg以上の製品から回収することを追加する場合などは、上記②、③を添付。</li> </ul>  |
| <p>フロン類回収設備の種類及び設備の能力</p> | <p>上記②、③を添付。ただし、変更前と同じ能力の設備の追加は届出不要。<br/>※例えば、申請時に「CFC用」1台、「HCFC用」1台を所有していたが、「CFC・HCFC兼用」を1台追加（又は買い替え）した場合は届出の対象。<br/>「CFC・HCFC・HFC兼用」を1台所有していたが、さらに「CFC・HCFC・HFC兼用」を1台追加（又は買い替え）した場合は、対象ではない。</p>   |

**注意** 個人で登録している方が、会社に法人成りした場合は、一度、個人での登録を廃業等届出書で抹消したうえで、法人として新規登録申請を行っていただく必要があります。変更届出書では対応できませんので、ご注意ください。

**【提出先・問合せ先】**

茨城県県民生活環境部 環境対策課 公害防止担当  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6  
TEL:029-301-2956 FAX:029-301-2997